

○減価償却費(月割按分)

674,496円×10月÷12月=562,080円(1円未満切捨て)  
(1円未満切捨て、個人の場合は切上げ)

「e酪農経営」では、減価償却資産台帳に連動して減価償却費を計算し、減価償却の仕訳も自動で作成してくれます。

2 月額リース料の経理

月額リース料合計額 78,960円を長期未払金の弁済として経理します。

この場合、リース期間終了後に長期未払金勘定

が315,000円残ることになりますが、契約書で定めた買取価格(物件価格の5%)を支払ったときに長期未払金の弁済として経理しますので勘定残額はゼロになります。

仕訳例：月額リース料を支払ったとき

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
長期未払金	不	78,960	普通 預金	不	78,960

3 買取価格の経理

リース期間終了後に、契約書で定めた買取価格(物件価格の5%)でリース物件を買い取った場合の

仕訳は次のとおりです。この例では買取価格は税込みで315,000円です。

仕訳例：リース物件を買い取ったとき

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
長期未払金	不	315,000	普通 預金	不	315,000

お知らせ

広酪メンバーズクラブの窓

11/27~28

第20回酪友フォーラム開催間近

西日本酪農青年女性会議主催の第20回酪友フォーラムが開催されます。ぜひご参加下さい。

■開催日時：平成25年11月27日(水)~28日(木)

■開催場所：山口県山口市湯田温泉3-5-8「ホテル松政」 電話083-922-2000

■内 容：①第1部 講演会

講演者：林 裕子(林芳正農相夫人)氏

演 題：「妻として、母として、私自身として」

②第2部 研修会

講 師：全酪連購買部生産指導室 久保園 弘 技監

題 目：「牛乳・酪農の雑学講座」

■参加経費：●宿泊・全日程 15,000円/人 ●懇親会まで 8,500円/人 ●講演会・意見交換会のみ 2,000円/人

■問い合わせ先：事務局・事業推進課・坂田まで(電話0824-64-2072)



12/10

移行期牛の栄養と管理パートⅢ

全酪連「酪農セミナー」開催のお知らせ

全酪連主催の酪農セミナーが開催されます。多数ご参加下さい。

■ 開催日時：平成25年12月10日(火)10時~16時

■ 開催場所：岡山国際交流センター

〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町2丁目2番1号 TEL086-256-2905

■ テーマ：「移行期牛の栄養と管理パートⅢ」 ~初産牛と経産牛のそれぞれに重要な管理戦略~

■ 講 師：トーマス・オバートン博士 コーネル大学畜産学部教授

■ 参加費：5,000円

■ 申込期限：平成25年11月28日(木)

■ 申込先：広酪事業推進課宛 TEL0824-64-2072 FAX0824-64-2233



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

第66回

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

## 畜産経営力向上緊急支援リース事業の減価償却費

前月に引き続き、「畜産経営力向上緊急支援リースの経理処理」に関する話題です。先月の事例に沿って説明します。

### ■リース契約時の経理事例

税抜き物件価格6,000,000円(税込み6,300,000円)、リース期間終了後の税抜き買取価格300,000円(税込み315,000円)、助成金(リース料助成・税抜き物

件価格の1/3)2,000,000円で、リース期間60ヶ月(5年間)、契約書に記載された月額リース料合計額が78,960円(リース料総額4,737,600円)のリース契約を締結した場合の仕訳は次のとおりです。

### ■仕訳例:リース契約を締結したとき

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
機械装置	課	6,716,762	未払金	不	7,052,600
仮払消費税等	課	335,838			
未払金	不	7,052,600	長期未払金	不	7,052,600
未収入金	不	2,000,000	国庫補助金収入	不	2,000,000
長期未払金	不	2,000,000	未収入金	不	2,000,000
固定資産圧縮損	不	2,000,000	機械装置	不	2,000,000

### 1 減価償却費の経理

資産に計上するリース物件の取得価額は、圧縮記帳後の帳簿価額、具体的には税抜き経理方式の場合、税抜き物件価格(6,716,762円)から助成金(2,000,000円)を控除した金額(4,716,762円)となります。定額法の場合、圧縮記帳後のこの取得価額(4,716,762円)が償却の基礎となる金額となります。

定額法の場合の減価償却費は、償却基礎額(取得価額)に定額法の償却率を乗じて計算します。

### ●減価償却費(年額)

4,716,762円×0.143(定額法7年の償却率)＝674,496円  
(1円未満切捨て、個人の場合は切上げて674,497円)

### ■仕訳例:減価償却

借方科目	税	金額	貸方科目	税	金額
減価償却費	不	674,496	機械装置※	不	674,496

※法人の場合など間接法によって減価償却の仕訳を行う場合は「減価償却累計額」となる。

※法人の場合など間接法によって減価償却の仕訳を行う場合は「減価償却累計額」となる。

なお、リース契約の初年度で年(事業年度)の途中で取得した場合には、リース物件の引渡し(リース契約開始)の月から月割按分計算を行います。たとえば、個人農業者が3月にリース契約を締結した場合には減価償却費は次のようになります。